

# 告示

## 埼玉県告示第千二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターセキチュール上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万四千二平方メートル

（変更後） 一万五千五百六十七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場① 位置 図面省略 収容台数 百二十八台

駐車場② 位置 図面省略 収容台数 三百二十四台

（変更後） 駐車場① 位置 図面省略 収容台数 九十八台

駐車場② 位置 図面省略 収容台数 四十台

駐車場③ 位置 図面省略 収容台数 百三十五台

駐車場④ 位置 図面省略 収容台数 二百八十台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 五十四台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 百三十六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 一八〇平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 一四四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 八八立法メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 八七立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前六時三十分から午後九時まで

（変更後） 午前六時三十分から午後九時四十五分まで 外

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後九時三十分まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで 外

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで 外

ハ 変更年月日

令和六年六月十三日

ニ 届出年月日

令和五年十月十二日

二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課